

丸亀市自治基本条例を知っていますか？

秘書政策課 ☎24-8839

市は平成18年3月に自治基本条例を制定し、市民の皆さんとともにまちづくりを進めています。しかし、昨年実施した市民アンケートでは条例の認知度が31.3%と低く、あまり知られていないことが分かりました。市では一人でも多くの市民の皆さんに条例を理解し、魅力あるまちづくりに参画してもらいたいと考えています。そこで、今年度5回にわたって、条例の紹介をしていきます。今月は条例の概要についてです。



丸亀市自治基本条例

Q1

どんな条例？

A 市政に関する最も重要な取り決めであり、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。**丸亀市の「憲法」にあたるものです。**

Q2

どうしてできたの？

A まちづくりの基本理念を明らかにし、市民・行政・議会の責務、**市政運営の基本原則**を定めることで、自立した地域社会を実現し、市民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会を目指すためです。

Q3

まちづくりの基本理念とは？

A ①お互いに個人として尊重されること ②自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること
この2つを基本理念に、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていきます。

Q4

市政運営の基本原則とは？

A 次の5つです。

- ①**人権尊重**：市民一人ひとりの人権を尊重します。
- ②**情報共有**：市民の皆さんが自ら考え、的確に判断するためには市政に関する情報の共有が欠かせません。
- ③**市政へ参画する機会の保障**：市民参画のため、市は広く市政への参画の機会を保障しなければなりません。
- ④**協働**：市民と市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重し、協力しあいながら、まちづくりに取り組みます。
- ⑤**自主的な自治活動の尊重**：地域におけるコミュニティ活動や、NPOのように一定の目的のもとで行われる公益活動のことを「市民の自治活動」といい、これらの活動では市民の自主性を尊重します。



これもまちづくり！

Q5

この条例ができて何が変わったの？

A 市民の皆さんがまちづくりに参画する仕組みを明らかにしました。公正で透明性の高い市政運営となるよう市が持つ情報を積極的に公開すること、市民生活に重要な影響を及ぼす条例・計画をつくるときは、パブリックコメントやアンケートなどで市民の意見を求めることなどが規定されています。

市民交流活動センター(マルタス)が開館するまでに、市民アンケート、ワークショップを実施。これにより、市民の皆さんからの様々なアイデアがマルタスに反映されました。

市民活動に関して相談できるといいな！

市民活動支援カウンターを設置

絵本を使った交流がしたい！

絵本作家を招いてイベントを開催

多くの人に情報が届くよう、デジタルとアナログ両方で情報発信してほしい！

ホームページやSNS、チラシなどを使って積極的な情報発信

広報6月号では、丸亀市自治基本条例が市の憲法に位置付けられていることや、市政運営の基本原則など、条例の概要について紹介しました。今月は自治の仕組みに重要な市民の皆さんをはじめ、議会や市長などの役割についてご説明します。それぞれの役目を理解しながら、市が進める自治の仕組みについて確認してみましょう。

丸亀市自治基本条例の第2章～第4章では、市民の権利や責務、議会や市長等※1の責務などについて規定しています。

自治基本条例の全文はこちら→



第2章

市民の権利と責務

【権利】

等しく行政サービスを受ける権利、政策形成などの過程に参画する権利、市が保有する情報を知る権利を有します。

【責務】

自治の主体であることを自覚し、自治の推進に努めます。



会議の公開、活動の報告や説明

投票・参画

協働によるまちづくりの担い手

市民・議会・市長等が役割を分担し、共に考え、お互いを尊重しながら、対等な立場でまちづくりを進めます。

行政サービスの提供、情報発信や説明

投票・参画

第3章

議会の権能と責務

【権能】※2

市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているか監視します。

【責務】

会議を公開し、議会が保有する情報を市民と共有することで、開かれた議会運営に努めます。



審議・監視

計画・方針などの提案・説明

第4章

市長等の責務

【責務】

- 市政の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進します。



※1 市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。

※2 権利を主張・行使することができる能力。

あなたにできるまちづくりがあります！

- 広報紙やホームページなどで市の情報を入手する
- パブリックコメントや審議会などで意見を伝える
- 地域の子どもたちの登下校を見守り、まちの安全に携わる
- 資源回収や清掃活動に参加して、まちをきれいにする
- コミュニティ活動や地域の行事など、公益活動に参加する

他にもまちづくりにつながる活動がたくさんあります。できることから始めてみてください！



これまで2回にわたり、自治基本条例の概要や自治の仕組みについて、ご紹介しました。今回は、自治基本条例第12条に規定する「コミュニティ活動」について、ご紹介します。



自治基本条例

第12条 第1項

市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

住民同士の助け合いによる、まちづくり

生活様式の多様化や核家族化の進行などの社会変化により、地域には様々な課題が生じています。その地域課題を解決していくため、各コミュニティでは「まちづくり計画」を策定し、地域の実情に応じた取り組みを行っています。



地域で子育て

社会見学や工作教室、宿題塾などを開催し、地域で学びや体験・交流の場を提供しています。



安心安全な暮らしづくり

登下校の時間に合わせて地域を巡回したり、立哨活動をしたりして、子どもたちを見守っています。

高齢者の外出サポート



住民の助け合いにより、買い物や通院など高齢者のお出かけを地域でサポートしています。

地域の課題解決に向けた コミュニティの 取り組み事例



各コミュニティの
取り組みはこちら▶



災害への備え

防災訓練や備蓄、子どもたちへの防災学習などを行い、いざという時に備えています。

第12条 第2項

市長等は、前項(第1項)に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

市は、コミュニティの自主性や自治意識を尊重しつつ、 必要な施策を行っています!

- 地域活動の拠点となるコミュニティセンターの計画的な整備
- 「まちづくり計画」に掲げる取り組みをコミュニティが実行するにあたっての財政支援
- 市役所と地域をつなぐため、各コミュニティに「地域担当職員（まちづくり担当、防災担当、保健担当）」を配置

多様で個性豊かな
地域社会をつくるため、
行政サービスだけでは
手が届かない、
きめ細やかなまちづくりを
コミュニティ活動が
担ってくれているんだね。



自治基本条例講座 ④

協働によるまちづくり

秘書政策課 ☎24-8839



自治基本条例

これまで3回にわたり、自治基本条例の内容やまちづくりの事例をご紹介しました。
今回は、自治基本条例第20条に規定する「協働」について、ご紹介します。

第20条

市民及び市は、同じ目標の達成に向けてお互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

協働とは？

同じ目標の達成に向けて市民や市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことです。



なぜ協働が必要なの？

地域課題の多様化などにより、行政だけではすべての課題に対応することが難しくなっています。市民や事業者、市民活動団体、市が協働により、それぞれの得意分野を生かしてまちづくりを行うことで、より大きな力や成果が生まれます。

協働による取り組みの一例をご紹介します

■地域学校協働活動

目標：子どもたちの学びや成長を地域で支えながら、地域の結びつきを強化する

住民：子どもの登下校を見守る、裁縫や書道など得意分野を生かして授業を支援する

地域コーディネーター：学校活動と地域人材のスキルをつなぎ、活動の場を調整する

市・教育委員会：学校と地域の橋渡しとなる地域コーディネーターを養成する、地域人材の協力を得て教育活動を実施する



■元気いっぱい! 長生き体操(介護予防)

目標：高齢者の筋力低下などを防止し、住み慣れた地域で元気に暮らす

住民：活動グループをつくり、開催日程や場所を決定する

市：理学療法士などの専門職が、高齢者向けの体操を指導するほか、定期的な体力測定などを実施し、活動の継続を支援する



こんな活動も協働によるまちづくり

仲間と近所の道路や水路を掃除し、まちをきれいにする



地域の祭りに参加し、地域の絆をつくる



日常生活で感じた魅力をSNSに投稿し、市の良さを発信する



他にも身近なところに協働による取り組みがたくさんあります。それぞれが得意なこと、できることを持ち寄り、力を合わせてまちづくりに取り組んでいきましょう。

自治基本条例講座 ⑤

市民参画であなたがまちづくりの主役に

秘書政策課 ☎24-8839



自治基本条例

これまで4回にわたり、自治基本条例の内容やまちづくりの事例をご紹介しました。
最終回は、自治基本条例第16条に規定する「市民参画」について、ご紹介します。

第16条

市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

「市民参画」とは、市の政策立案から実施、評価に至る過程に、市民自らが責任をもって主体的に関わることです。市政に参画するためには、次のような方法があります。



パブリック・コメントを提出する

パブリック・コメントとは、新しくつくる条例や計画の趣旨、目的、内容などを事前に公表し、市民の皆さんからご意見をいただく制度です。ご意見をいただきながら、市では政策などを決定します。



詳しくはこちら▼



第17条第2項(抜粋)

市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。

市の説明会や公聴会に参加して質問や意見を述べる



計画に関する市民アンケートに答える



第18条第1項(抜粋)

審議会等の委員を選任する場合は、(中略)原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。

審議会の公募委員になる

募集状況など
詳しくはこちら▶



eモニターに登録する

市政への関心を高めてもらうとともに、市民の皆さんの意見を市政の参考にすることを目的に、市ではeモニターを募集し、お手持ちのスマートフォンやパソコンから市政に関するアンケートに回答していただいています。



過去に質問した内容

- ・SDGsの各ゴールに向けて、日常生活で取り組んでいることを教えてください。
- ・丸亀市のホームページをどのような目的でご覧になりますか？
- ・どのようなことがあれば、運動を始めたり続けたりできると思いますか？



◀eモニター制度の詳細やアンケート結果はこちら

自治基本条例もワークショップや策定委員会、パブリック・コメントなどの市民参画を通じて、市民や専門家が様々な意見を出し合い考えた内容が市議会でも可決され、制定されました。以降5年ごとの条例検証も、アンケートや審議会などの市民参画によって行われています。あなたがまちづくりの主役となる一つの方法が市民参画です。それぞれの経験や知恵を生かし、一緒にまちづくりに取り組んでいきましょう。